

松保護士の皆様への重要なお知らせ

1. 資格失効者における再登録要件の緩和について

平成 26 年度に実施した松保護士認定委員会（第 1 回：平成 26 年 5 月 9 日、第 2 回：9 月 9 日開催）において、登録更新制度の一部見直しを行い、下記のとおり、資格失効者における再登録要件の緩和（変更）を行いました（表 1 参照）。

表 1 資格失効者における再登録のルール

変更前	変更後
登録失効後の 1 年以内に更新に必要な講習会（更新講習会、松枯れ防除実践講座）を受講し、更新手続を行った場合には、その再登録を認めるものとする。	登録失効後 4 年以内（次回更新時まで）に更新に必要な講習会（更新講習会、松枯れ防除実践講座）を受講し、更新手続を行った場合には、その再登録を認めるものとする。

★これにより、更新に必要な講習会を受講できず、資格失効後 1 年以上が経過した者（2 年～4 年経過した者）も再登録することが可能となりました。ただし、更新後に有効となる期限は、資格取得時から 5 年単位となりますので、更新の時期が遅れるほど有効期間も短くなります（下図参照）。

例えば、第 3 期（登録番号：156-1～198-1）・第 8 期（登録番号：382～424）の方に場合は、今年度中の更新を行わなかった方は、平成 28 年 3 月 31 日付けで松保護士資格は失効しますが、今年度以降、図 1 に示すように、平成 28～31 年度中に更新講習会を受講し、更新手続きを行なった場合は、再登録が可能です。

仮に、図 1 に示すように、平成 29 年度に更新講習会を受講し更新登録を行った場合は、次回の更新までの期間は 3 年となります。失効後、再登録を行う年度と有効期間の関係は表 2 をご確認ください。なお、失効中は松保護士名簿から削除され、松保護士を名乗ることはできませんので注意してください。

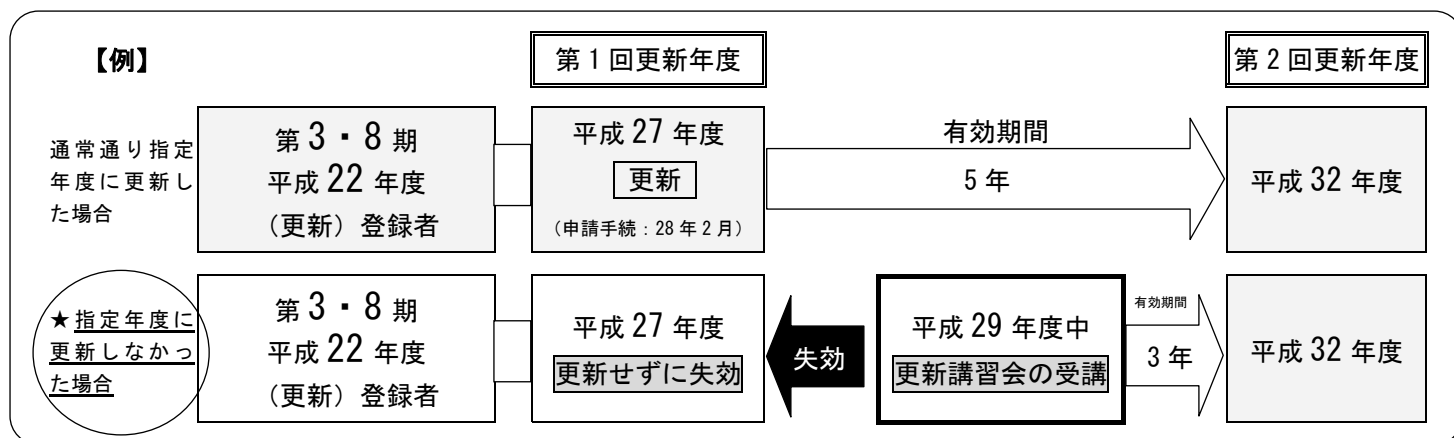


図 1 資格失効者における再登録のイメージ（平成 29 年度中に更新講習会を受講した場合）

表 2 松保護士取得者における更新失効者の更新（再登録）年度と登録有効期間の関係（第 3・8 期の場合）

資格失効後の更新（再登録）年度	次回更新までの期間	次回更新年度（指定年度）
平成 28 年度中	4 年	平成 32 年度中
平成 29 年度中	3 年	
平成 30 年度中	2 年	
平成 31 年度中	1 年	

2. 松保護士更新講習会における受講料の見直しについて

平成 26 年度より、松保護士更新講習会の受講料 (20,000 円) の中に、登録更新料と『松保護士証 (携帯用カード型)』の発行費用を含めました (表 3 参照)。

表 3 松保護士更新講習会受講料の見直し (平成 26 年度以降)

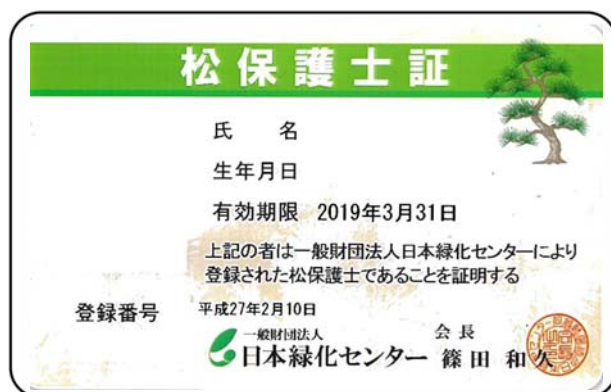
変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・松保護士更新講習会の受講料 20,000 円のほか、更新時 (平成 27 年 2 月中) に、更新料 (3,000 円) と松保護士証発行費用 (3,000 円) が必要でした (合計 26,000 円)。 ・松保護士証 (携帯用カード) の作成は希望者のみとしていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・松保護士更新講習会の受講料 20,000 円の中に、更新料 (3,000 円) と松保護士証発行費用 (3,000 円) を含めることとした。 ・平成 26 年度からの松保護士登録者及び松保護士更新登録者については、『松保護士証 (携帯用カード型)』の携帯を義務付けることとした。

3. 『松保護士証 (携帯用カード型)』の携帯の義務付けについて

平成 26 年度より、松保護士更新講習会受講料に『松保護士証 (携帯用カード型)』の発行費用を含めたことにより、平成 26 年度からの松保護士登録者及び松保護士更新登録者については、『松保護士証 (携帯用カード型)』の携帯を義務付けることとしました (表 4 参照)。

表 4 『松保護士証 (携帯用カード型)』の作成・携帯の義務付け (平成 26 年度以降)

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・『松保護士証』の作成は希望者のみとしていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度からの松保護士登録者及び松保護士更新登録者については、『松保護士証 (携帯用カード型)』の携帯を義務付けることとした。



↑平成 26 年度からデザインを一新しております！